

## 一般社団法人日本スピリチュアルケア学会委員会規程（案）

### （目的）

第1条 この規程は、一般社団法人日本スピリチュアルケア学会定款（以下、「定款」という。）第26条第9項に基づき、一般社団法人日本スピリチュアルケア学会（以下、「本法人」という。）に設置する委員会について必要な事項を定める。

### （委員会の設置）

第2条 本法人の運営、管理及び各事業を円滑に遂行するため、理事会は、以下の各号に定める常設の委員会を設置することができる。

- (1) 学術委員会
- (2) 出版委員会
- (3) 教育委員会
- (4) 資格認定委員会
- (5) 倫理委員会
- (6) 広報委員会
- (7) 個人情報保護委員会

2 本法人の運営、管理及び各事業を円滑に遂行するため、理事会は、必要に応じて、以下の各号に定める特設の委員会を設置することができる。

- (1) 代議員選挙管理委員会
- (2) 公益通報委員会
- (3) 調査委員会
- (4) 懲戒審査委員会

3 前項にかかわらず、理事会は、必要に応じて、臨時の委員会を設置することができる。

4 前項に定める臨時の委員会を設置するとき、理事会は、委員会の名称、当該委員会を所管する業務担当理事、設置の目的、期間、委員構成等、必要な事項を決議しなければならない。

### （委員会の責務）

第3条 委員会は、理事長及び理事会の諮問事項を審議し、理事長及び理事会に審議結果を上申しなければならない。

### （委員の選任）

第4条 委員会の委員は、理事会において選任し、理事長が任命する。

2 前項にかかわらず、理事長が任命した委員に事故があり、委員会に欠員を生じたときは、

当該委員会の委員長が臨時に委員を任命することができる。

- 3 前項の場合、委員長は、すみやかに理事長に報告しなければならない。

(委員会の構成)

第5条 委員会に委員長と委員若干名を置く。

- 2 委員長は、理事会において理事の中から選任する。但し、第2条第2項第1号に掲げる代議員選挙管理委員会については、理事は委員長に任命しない。
- 3 委員は、理事会において特段の定めをした場合を除き、本法人の正会員の中から選任する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、原則として4年間とする。但し、再任を妨げない。

- 2 前項にかかわらず、理事会が委員の交代を決議したときは、その限りではない。

(学術委員会)

第7条 学術委員会は、理事会からの諮問に基づいて、以下に掲げる事項について審議する。

- (1) 本法人の学術大会の企画に関する事項
- (2) 学術大会における研究発表の倫理審査に関する事項
- (3) 本法人の出版物に掲載する論文等の倫理審査に関する事項
- (4) その他、前各号に関連する事項

(出版委員会)

第8条 出版委員会は、理事会からの諮問に基づいて、以下に掲げる事項について審議する。

- (1) 本法人が刊行する学会誌の編集に関する事項
- (2) 本法人が刊行する学術出版物に関する事項
- (3) その他、前各号に関連する事項

(教育委員会)

第9条 教育委員会は、理事会からの諮問に基づいて、以下に掲げる事項について審議する。

- (1) 本法人が認定する臨床スピリチュアルケア師及び専門スピリチュアルケア師の教育課程に関する事項
- (2) 本法人が認定するスピリチュアルケア師養成プログラムの認定及び認定更新に関する事項
- (3) 本法人が認定する指導スピリチュアルケア師の資格認定及び資格更新に関する事項

(4) その他、前各号に関連する事項

(資格認定委員会)

第10条 資格認定委員会は、理事会からの諮問に基づいて、以下に掲げる事項について審議する。

- (1) 本法人が認定する臨床スピリチュアルケア師及び専門スピリチュアルケア師の資格認定及び資格更新に関する事項
- (2) その他、前各号に関連する事項

(倫理委員会)

第11条 倫理委員会は、理事会からの諮問に基づいて、以下に掲げる事項について審議する。

- (1) 本法人の会員の行動倫理及び研究倫理に関する事項
- (2) スピリチュアルケア専門職の行動倫理に関する事項
- (3) 本法人の会員並びにスピリチュアルケア専門職の行動倫理にかかる教育に関する事項
- (4) その他、前各号に関連する事項

(広報委員会)

第12条 広報委員会は、理事会からの諮問に基づいて、以下に掲げる事項について審議する。

- (1) 本法人の内外への広報全般に関する事項
- (2) 本法人のホームページの管理に関する事項
- (3) その他、前各号に関連する事項

(個人情報保護委員会)

第13条 個人情報保護委員会は、理事会からの諮問に基づいて、以下に掲げる事項について審議する。

- (1) 本法人における個人情報の収集、保管及び管理に関する事項
- (2) 本法人における個人情報の個人情報の取扱にかかる個人情報管理者への助言、指導又は勧告に関する事項
- (3) その他、前各号に関連する事項

(代議員選挙管理委員会)

第14条 代議員選挙管理委員会は、理事会からの諮問に基づいて、以下に掲げる事項について審議する。

- (1) 代議員選挙の実施に関する事項
- (2) その他、前号に関連する事項

2 代議員選挙管理委員会の詳細については別に定める。

(公益通報委員会)

第15条 公益通報委員会は、本法人が通報を受理したとき、理事会からの諮問に基づいて、以下に掲げる事項について審議する。

- (1) 公益通報の内容に関する事項
- (2) その他、前号に関連する事項

2 公益通報委員会の詳細については別に定める。

(調査委員会)

第16条 調査委員会は、本学会の役員及び会員の非違行為又は本法人の定款及び諸規程への違反について、理事会からの諮問に基づいて、その事実関係を調査する。

(懲戒審査委員会)

第17条 懲戒審査委員会は、本学会の役員及び会員の非違行為又は本法人の定款及び諸規程への違反について、理事会からの諮問に基づいて、懲戒の可否について審議する。

(委員の報酬)

第18条 委員会の職務にかかる報酬は支給しない。但し、委員会の職務を遂行するために必要な経費は支給することができる。

2 前項にかかわらず、理事会が特段の定めを行い、理事及び会員以外の者を委員に任命した場合は、理事会の決議により、報酬を支給することができる。

(その他)

第19条 本法人が設置する委員会について本規程に定めのない事項については、理事会においてその都度定める。

(規程の改廃)

第20条 本規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

1. 本規程は 令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

